

一般財団法人日本きのこセンター各種検査業務受託規程

一般財団法人日本きのこセンターの研究機関「菌茸研究所（以下研究所と云う。）」において、外部の団体および法人等（個人を含む。以下外部団体等と云う）からの依頼により、しいたけ等きのこ類に関する各種の検査業務を受託するにあたり、以下のように定める。ただし、乾シイタケの原産国判別検査業務受託については、別の規程に基づき行なうものとする。

第1条（検査業務の種類）

研究所が外部団体等から受託する検査業務の種類は以下の3種類とする。

- ①きのこ（生および乾燥状態の物）の水分含量検査
- ②しいたけの品種 DNA 識別検査
- ③きのこ類の同定検査

第2条（検査業務の受託）

研究所が外部団体等から検査業務を受託するにあたり、外部団体等からの依頼文書（委託団体等の名称、検査委託目的および依頼検体数量を記した菌茸研究所長宛の様式1の文書の受理をもって受託したものとする。

第3条（検査の方法）

研究所が受託した検査については、第1条に示した検査業務の種類に応じて、以下の方法で実施する。

- ①きのこ（生および乾燥状態の物）の水分含量検査
食品衛生検査指針（理化学編）に準拠して、常圧過熱乾燥法により分析する。
- ②しいたけの品種 DNA 識別検査
ゲノム DNA の AFLP 解析あるいは高解像融解曲線（HRM）解析に基づき、依頼検体と対照品種の同一性を識別する。
- ③きのこ類の同定検査
子実体の形態的特徴に基づいて分類学的所属（種および属レベル）を調査決定する。

第4条（検査報告および検査委託料）

研究所は、原則として、外部団体等からの検査依頼文書の受理日から起算して30日以内に検査依頼者に対して検査結果報告書（様式2）を提出するものとする。この検査結果報告書を検査依頼者が受理した日から起算して30日以内に、検査依頼者は一般財団法人日本きのこセンターが指定する銀行口座に別表1に示す当該検査委託料を振り込むものとする。振込み手数料は検査依頼者の負担とする。

第5条（機密の保持）

研究所は、本契約に基づき検査依頼者から得た情報および本契約の履行により知り得た検査依頼者の業務上の機密を第三者に漏洩してはならない。

附則 本規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表 1. 検査業務の種類、検査方法ならびに検査料

検査の種類	検査方法	検査料
①きのこ商品の含水量検査	<p>検査方法</p> <p>1 検体あたり、任意で選抜した 3 個体について水分含量を測定し、平均値をその検体の水分含量とする。</p> <p>スライス品や 1 個体で重量が足りない検体については、複数個ずつ 3 反復測定を行い、平均値をその検体の水分含量とする。</p>	1 検体 2,500 円
②しいたけ商品の品種 DNA 識別検査	<p>検査方法</p> <p>依頼検体と対照品種の同一性を下記の 2 つの解析法により判定する。</p> <p>AFLP 解析：DNA フィンガープリントの一手法であり、ゲノム DNA の 50 か所以上を一度に調査することが可能であり、近縁な品種間の識別が可能である。本検査では 2 組の PCR プライマーを用い、ゲノム DNA の約 100 か所を解析する。</p> <p>HRM 解析：1～4 か所程度の品種間 DNA 多型を迅速に検出することができる手法であり、AFLP 解析に比べ、品種識別能は低いですが、低コストで迅速に実施することができる。HRM 解析による品種識別検査では、研究所が指定した品種と依頼検体との同一性を検査する。</p>	<p>AFLP 解析：1 検体 25,000 円</p> <p>HRM 解析：1 検体 5,000 円</p>
③きのこ類の同定検査	<p>検査方法</p> <p>原則として新鮮な子実体の形態的特徴に基づいて分類学的所属（種あるいは属レベル）を決定する。なお、1 回の検査依頼は 2 種以内を限度とする。</p>	<p>種レベル：1 種 30,000 円。ただし、検査対象が日本産未知種と判明した場合は属名までの報告とし、検査料は 1 検体 20,000 円。</p> <p>属レベル：1 種 10,000 円</p>

(様式1)

平成 年 月 日

一般財団法人日本きのこセンター
菌茸研究所長 殿

依頼団体名 (個人の場合は省略)
依頼団体の代表者の職名・氏名 ⑩

検 査 依 頼 書

下記の検体についての検査を依頼します。

記

(1) 検査依頼の内容

(2) 検査依頼の目的

(3) 検体の数量

以上

(様式2)

平成 年 月 日

依頼団体名 (個人の場合は省略)
依頼団体の代表者の職名・氏名 殿

一般財団法人日本きのこセンター
菌茸研究所 所長 長谷部 公三郎

検査結果報告書

貴台より平成 年 月 日付文書で依頼のあった検査につきまして、その検査結果を別添文書の通りご報告申し上げます。

なお、今回の検査委託料 円 (依頼検体数量: 検体数、1検体あたりの検査委託料単価: 〇〇〇〇円) につきましては、本報告書を受理されました日から起算して30日以内に下記の銀行口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。委託検査料の振込み手数料は依頼主様のご負担とさせていただきますので、宜しくお願いします。

記

振込先

銀行名	鳥取銀行鳥取駅南支店
口座番号	普通 0057688
口座名義	一般財団法人 ^{ザイ} 日本きのこセンター リジ ^リ ジョウ ^ウ 理事 ^リ 長 ^チ 常 ^ソ 田 ^ネ 享 ^ダ 詳 ^タ

以上